

議案第 36 号

石岡市基金条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市基金条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 23 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

「学校教育法」の一部改正に伴い、小学校入学福祉祝金基金の対象として「義務教育学校の前期課程」を新たに加えるため。

石岡市基金条例の一部を改正する条例

石岡市基金条例（平成17年石岡市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表積立基金石岡市小学校入学福祉祝金基金の項中「小学校（」の次に「義務教育学校の前期課程及び」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。